

## エコアクション21審査人倫理規程

一般財団法人 持続性推進機構

平成23年10月 1日制定

一般財団法人 持続性推進機構（以下「中央事務局」という。）は、エコアクション21審査人（以下「審査人」という。）の公平公正な審査の実施、資質の向上及び社会的信頼の確保を図るため、エコアクション21認証・登録制度実施要領3.5項に基づき、「エコアクション21審査人倫理規程（以下「倫理規程」という。）」を定める。

審査人は、エコアクション21認証・登録制度により事業者の環境への取組を推進し、もって持続可能な社会経済の実現に貢献することを、その使命とする。本制度では、事業者の認証・登録の判定は、最終的には地域事務局、中央事務局の判定委員会が審議、決定するが、第一義的には審査人が独立した個人の立場で、事業者の取組がエコアクション21ガイドラインに適合しているか否かを審査する仕組みとしている。従って、事業者と直接に接する審査人には、高い専門性、中立性、独立性、公平性、信頼性が要請されており、その使命にふさわしい倫理を自覚し、自らの行動を規律する社会的責任を負っている。単に法令違反や倫理規定の文言に抵触しているかどうかだけが問題とされるのではなく、社会一般の倫理に悖る行動も自ら厳しく律することが求められているのである。

審査人は、本規程の主旨を理解し、以下の各条項、その他中央事務局が定める規程、内規等を遵守しなければならない。また、審査人は、本規程に規定されていない事項についても、その制定の趣旨を正しく理解し、その行動を律しなければならない。

審査人がこれらの規程、内規を遵守しなかった場合、その他審査人として不適切な行為があった場合は、一般財団法人 持続性推進機構理事長は中央事務局長の報告に基づき、エコアクション21審査人倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）の審議により、審査人資格の一時停止又は取消等を行うことがある。

### 1. 審査人の使命

審査人は、本制度の目的を正しく認識するとともに、本規程を遵守し、審査人としての職責を自覚して、常に公正不偏の立場を堅持して審査及びその行動を行わなければならない。

### 2. 審査人の行動規範

審査人は、次の行動規範を遵守することによって、審査人としての適格性を維持し、その能力及び資質の改善向上を図らなければならない。

- ①専門性を発揮し、かつ、偏見なく公正に行動すること
- ②審査専門性及び事業者からの信頼を増進すること
- ③特定の利益を代表せず、中立であり、独立していること
- ④利害関係者からの一切の便宜供与を受けないこと
- ⑤エコアクション21認証・登録制度実施要領、エコアクション21認証・登録手続規程、エ

コアクション21ロゴマーク使用規程、エコアクション21ロゴマーク使用の手引、その他  
一般財団法人 持続性推進機構理事長が定める規程、内規等を遵守すること

- ⑥エコアクション21 審査及び判定の手引きの内容を理解し、遵守すること
- ⑦エコアクション21 認証・登録制度の信頼性を向上するよう行動すること
- ⑧常に法令を遵守し行動すること

### 3. 審査人としての基本的事項

審査人は、審査人としての職責を自覚し、審査人の中立性、独立性、公平性、信頼性に配慮して行動し、関係法令等に従う他、次の事項を遵守しなければならない。

#### 3-1 守秘義務の遵守

審査人は、エコアクション21 認証・登録制度実施要領2. 13項の規定を遵守し、審査で知り得た情報、機密等を審査人としての認定期間中はもとよりその後も第三者に漏洩してはならない。

#### 3-2 審査人としての中立性・独立性・公平性・信頼性

審査人は、審査にあたって、審査人の中立性・独立性・公平性・信頼性に配慮し、審査人として行動（審査を担当することを含む）が「社会的に公正妥当」であるかに常に留意しなければならない。

審査人は、他のエコアクション21 認証・登録制度の実施主体から、エコアクション21 審査人として重複して認定を受け、審査人として登録を行ってはならない。また、他のエコアクション21 認証・登録制度の実施主体、及び他のエコアクション21 認証・登録制度の実施主体から認定された地域事務局における委員会委員、事務局関係者等に就任してはならない。

審査人は、以下に該当する事業者の審査を行ってはならない。

- ①審査人が、三年間（例：登録審査、中間審査、更新審査及び2回目の中間審査）継続して審査を行った事業者の、次の二年間の審査。
- ②審査人（その配偶者を含む）及び審査人の二親等以内の親族が、受審事業者の役員又は職員であるか、過去にそうであった場合。
- ③審査人及びその配偶者が、受審事業者の株主、出資者、債権者又は債務者である場合。
- ④受審事業者が、審査人が所属する組織の子会社、取引先等である場合。

#### 3-3 指導・助言を行った事業者の審査の禁止

審査人は、審査人又は審査人と利害関係を有する者、あるいは審査人が所属する組織が、過去3年以内に、報酬等の受領の有無に関わらず、以下の指導・助言等のコンサルティングに該当する行為（受審事業者の、環境への取組及び環境経営システムの構築・運用に参画・協力すること）

を行った事業者の審査を行ってはならない。

- ①受審事業者の、環境への取組及び環境経営システムに関するマニュアル、ハンドブック、手順等を準備、提供又は作成した場合
- ②受審事業者の、環境への取組及び環境経営システムの問題に関する意思決定過程に参画、協力した場合
- ③受審事業者の審査に備えて、環境への取組及び環境経営システムの構築と運用について助言を与えた場合
- ④受審事業者の経営者、環境経営システム等の担当者等に対し、面談あるいは電話・メール等により、環境への取組及び環境経営システムの構築と運用について助言を与えた場合
- ⑤受審事業者の内部監査を実施あるいは参画又は協力した場合
- ⑥受審事業者の管理職、環境経営システム等の担当者、一般従業員等を対象とした研修会等の講師を務めた場合（エコアクション21ガイドライン等の一般的な説明を含む。但し、認証・登録後において、中央事務局の許可を得た場合を除く。）

### 3-4 報酬及び贈答品等の受け取りについて

- ①審査人は、いかなる場合にあっても、審査を担当した受審事業者（審査の申込前を含む）及びその関係者（関係会社を含む）より、審査費用及び審査に必要な旅費を除いて報酬等を受け取り、あるいは金品、商品券、贈答品等の供与を受けてはならない（但し、3-3の⑥但し書きに規定する認証・登録後の研修会等の報酬を除く）。
- ②審査人は、いかなる場合にあっても、審査を担当した受審事業者及びその関係者（関係会社を含む）より、あらゆる種類の便宜供与を受けてはならない。

### 3-5 審査における便宜供与について

審査人は、審査にあたって必要な交通費及び旅費の実費を、審査費用とともに請求することとし、以下の便宜供与、接待を受けてはならない。

- ①受審事業者及びその関係者より、自動車、電車、航空、船賃等として、金銭又は切符の供与を受けてはならない。
- ②受審事業者及びその関係者より、飲食及び宿泊の供与、接待を受けてはならない。

### 3-6 職権乱用

- ①審査人の職権、地位、肩書きを利用した商行為又は斡旋の行為、あるいは便宜供与の依頼及び授受等をしてはならない。
- ②審査人は、認証・登録事業者及び登録審査を申し込んだ事業者に対して、自らを審査人として希望するよう働きかけを行ってはならない。
- ③審査人は、自治体イニシアティブ・プログラム、関係企業グリーン化プログラム及び大学イニシアティブ・プログラムの参加事業者に対して、担当地域事務局の許諾無く、有料の個別

のコンサルティングを実施してはならない。また個別のコンサルティングを受けるよう働きかけてはならない。

### 3-7 エコアクション21認証・登録制度の信頼向上

審査人は、常にエコアクション21認証・登録制度の信頼向上に努めなければならない。この一環として、審査人は、他の審査人あるいは地域事務局が法令、本規程又はその他の規程に違反する行為を行ったと認める場合には、中央事務局にその旨を通報するものとする。その際、中央事務局は、通報した審査人が不利益を受けないよう保護しなければならない。

## 4. 専門分野の登録及び業種による審査対象の制限等

### 4-1 専門とする分野の登録

審査人は、専門とする分野の登録にあたっては、当該分野に関する十分な知識及び経験がなければならない。

専門分野に関する十分な知識及び経験とは、専門分野として登録する業種において、原則として3年以上の常勤職員としての実務経験、又は環境マネジメントシステムに関する5件以上のコンサルティングあるいは審査経験を持ち、当該分野の業種の、環境負荷と対策に関する知識・経験を有して、適用される環境法令、実施すべき具体的な環境対策について熟知していることである。

### 4-2 専門外の業種の審査

審査人は、原則として登録した専門分野の業種の事業者の審査を行うこととする。登録した分野以外の事業者の審査を行う場合は、事前に当該分野の専門家の指導・助言を得る、当該分野に関する必要な情報を収集する等、適正な審査を行うことができるよう必要な措置を講じなければならない。

### 4-3 業種による審査対象の制限

- ①受審事業者が、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」の『特定工場』である場合は、審査人は、原則として「公害防止主任管理者（公害防止管理者大気一種及び水質一種の資格をともに有する者を含む）」、「公害防止管理者大気三種及び水質三種の資格をともに有する者」、「環境計量士（濃度及び騒音・振動の資格をともに有する者）」の、いずれかの資格を有していなければならない。
- ②受審事業者が、産業廃棄物処理業者、一般廃棄物処理業者、再生資源の収集・処理・リサイクル及び建設物の解体工事等を行う事業者である場合は、審査人は、中央事務局が開催する『エコアクション21産業廃棄物処理業者向けガイドラインに関するエコアクション21審査人講習会』を受講し、これを修了するとともに、財団法人日本産業廃棄物処理振興センタ

一が開催する『産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）「産業廃棄物の処分課程＋収集・運搬課程」』を受講し、その修了証の交付を受けていなければならない。

- ③受審事業者が、行政機関（都道府県庁、市区町村役所・場等）、教育機関（大学、高等学校、中学校、小学校、専門学校等）である場合は、審査人は、中央事務局が開催する所定の講習を受講し、これを修了し、かつ、中央事務局より当該業種の審査を担当できる力量の認定を受けていなければならない。
- ④受審事業者が、従業員 501 人以上、又は対象事業所が 10 ヶ所以上である場合は、審査人は、中央事務局より当該事業者の審査を担当できる力量の認定を受けていなければならない。
- ⑤受審事業者が、食品関連事業者及び建設事業者である場合は、審査人は、中央事務局が開催する所定の講習を受講し、これを修了していなければならないとともに、当該業種が専門分野として登録されていなければならない。
- ⑥新たに業種別ガイドライン等が制定された場合は、審査人は、当該業種の審査の担当にあたって、中央事務局が定める関連する内規を遵守しなければならない。

## 5. 審査人と事務局の関係

地域事務局と審査人は、エコアクション21の普及促進に協力・協働し合う「同志」であるが、一方で両者の間には「適切な緊張感」も必要であり、地域事務局及び中央事務局と、審査人それぞれの「独立性」を適切に確保していくことが必要である。

審査人は、地域事務局の業務に介入せず、その運営の独立性を尊重しなければならない。

### 5-1 指導・助言等のコンサルティングについての報告

審査人は、事業者に対して指導・助言等のコンサルティングを行った場合は、事業者が登録審査の申込を行うまでに、事業者からの報酬等の受領の有無に係わらず、コンサルティングを行った旨を必ず担当事務局に報告しなければならない。

### 5-2 事務局の指示の遵守

審査人は、中央事務局及び地域事務局の必要な指示を遵守するとともに、その協力の要請に従わなければならない。

## 6. 審査人の処分

審査人が本規程に違反し、審査人として不適切な行為があった場合は、倫理委員会の審議により、審査人に対し、

- ①審査人認定・登録の取り消し
- ②審査人の認定・登録の期限を定めた一時停止
- ③審査人に対する文書による注意もしくは嚴重注意等、必要な処分を行い、これを公表する。

審査人が認定・登録の取り消し又は一時停止の処分を受けた場合は、エコアクション21審査人認定証及び同身分証を中央事務局に返納するとともに、名刺及びホームページ等から審査人の肩書きとエコアクション21ロゴマークを削除しなければならない。

## 7. 指導・助言等のコンサルティングについて

次の業務は、指導・助言等のコンサルティングとはみなされない。

- ①事業者が、エコアクション21ガイドラインの要求事項への適合及び環境への取組についての理解を深め、適切な取組ができるよう、審査人が、書類審査実施時から現地審査終了時までの間に、必要な指導・助言を行うこと（この行為は審査の一環とみなされる）
- ②審査人が、不特定多数を対象とする集合形式の研修コースを開催し、その講師を務めること又は審査人が同種の研修コースの講師として参画すること（但し、事業者に特定の助言を提供せず、公表され自由に入手できる一般的な情報及び助言の提供に限る。）
- ③エコアクション21ガイドラインの要求事項について、「エコアクション21審査及び判定の手引き」に記載した内容等の情報を求めに応じて提供又は公表すること

## 8. その他

審査人は、本規程を遵守することは勿論、エコアクション21認証・登録制度実施要領3.7で規定されている更新に関する事項を遵守して、中央事務局と良好で健全な関係を維持していかなければならない。

本規程に定めるものの他、エコアクション21審査人の業務、エコアクション21審査人倫理委員会の開催等に必要な事項については、中央事務局長が別途定めるものとする。

本規程に係わる事項に関し、当事者間にて紛争が発生した場合は、双方で十分協議の上、その解決に努力する。ただし、その結果なお解決に至らず、訴訟になった場合は、管轄裁判所は東京地方裁判所とする。